

事業再評価調書（2回目以降）

事業種別 事業名	大阪市公共下水道事業（合流式下水道改善事業）	
担 当	建設局下水道河川部調整課（連絡先TEL：6615-7590）	
1 再評価理由	国庫補助事業を除く事業で事業再評価した年度から5年間が経過後の年度で継続中のもの（国庫補助事業であったが22年度より交付金化）	
2 事業概要	①所在地 図1参照	大阪市域（流域関連公共下水道区域除く）
	②事業目的	合流式下水道は、汚水と雨水を一本の管渠で集水するため、早期に経済的に整備できる一方、比較的強い雨の時には、雨水と汚水が混じった下水が未処理のまま放流されるため、河川水質や公衆衛生の悪化、悪臭やごみの浮遊等の美観上の問題が生じる。 平成15年9月の下水道法施行令改正により、雨天時放流水質基準（生物化学的酸素要求量（BOD）40mg/L以下）と、達成年限（平成35年度末まで）が規定されており、雨天時の基準を達成できるようにするとともに、放流汚濁負荷量を分流式下水道並みにする。
	③事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・雨天時下水活性汚泥処理法（3W処理法）：全12処理場に導入 ・凝集剤添加型傾斜板沈殿処理法：1処理場に導入 ・雨水滞水池：約32万m³ など
3 事業の必要性の視点	①事業を取り巻く社会経済情勢等の変化	大阪市では、「水都大阪水と光のまちづくり構想」を策定し、舟運活性化・水辺の賑わい創出などに取り組んできており、水の回廊を構成する道頓堀川等の市内河川の水質浄化対策が重要となっている。 平成15年9月の下水道法施行令改正により、雨天時放流水質基準（生物化学的酸素要求量（BOD）40mg/L以下）と、達成年限（平成35年度末まで）が規定されている。
	②定量的効果の具体的な内容	<p>[効果項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域の水質保全効果（合流式下水道において、初期フラッシュ等として流出する晴天時に管路や道路に堆積している汚濁物質・夾雑物等の流出抑制効果） <p>→定量化において、堆積している汚濁物を除去するための費用を便益として代替している。</p> <p>[受益者]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市域の下水処理場から放流される公共用水域の利用者（汚濁物質・夾雑物が公共用水域に流入し悪臭やごみにより美観を損なうことが無くなり、水質が改善され、舟運活性化・水辺の賑わい創出などに寄与することにより、水都大阪にふさわしい都市魅力を楽しむことができる）
	③費用便益分析 図2参照	<p>[算出方法]</p> <p>下水道事業における費用効果分析マニュアル(案)（平成18年11月 社団法人 日本下水道協会）および同(案)（追補版）（平成20年4月 社団法人 日本下水道協会）に準じて実施（代替費用法）</p> <p>[分析結果]</p> <p>費用便益比 B/C=6.38 （総便益B：20,253億円、総費用C：3,173億円）</p>
	④定性的効果の具体的な内容	<p>[効果項目]</p> <p>(1) 晴天時の堆積物以外に起因する汚濁物質等の流出抑制効果（降雨が継続している期間における汚水に起因する汚濁等）</p> <p>[受益者]</p> <p>(1) 大阪市域の下水処理場から放流される公共用水域の利用者</p>
	⑤事業の必要性の評価	費用便益比が1以上と投資効果があり、また法令で定められた基準を下水道事業者の責務として遵守する観点からも必要性は高い

	事業開始時点 (平成3年)	前回評価時点 (平成25年3月)	今回評価時点 (平成30年3月)	
4 事業の実現見通しの視点	①経過及び完了予定	事業開始年度 平成3年度 事業完了予定 平成35年度	事業開始年度 平成3年度 事業完了予定 平成35年度	
	②事業規模		3W処理法 全12処理場 凝集傾斜板沈殿 1処理場 雨水滞水池 32万m ³	
	うち完了分	—	3W処理法 全12処理場 凝集傾斜板沈殿 1処理場 雨水滞水池 9万m ³	
	進捗率 図3参照	—	3W処理法 100% 凝集傾斜板沈殿 100% 雨水滞水池 28%	
	③総事業費	3,000億円	2,000億円	
	うち既投資額	—	912億円	
	進捗率 図4参照	—	46%	
	④事業内容の変更状況とその要因	事業内容及び事業費については、大幅に変更していない。		
	⑤未着工あるいは事業が長期化している理由	事業全体としては、予算の範囲内で進捗している。		
	⑥コスト縮減や代替案立案の可能性	これまでに既存施設の有効利用、3W処理法等の本市独自技術の活用等によるコスト縮減を図っているが、平成32年度までの策定が求められている経営戦略をふまえ、運転管理の工夫等による効果の発現を図るなど、今後も引き続き効率的・効果的な事業実施を行っている。		
⑦事業の実現見通しの評価	平成35年度の事業完了に向け、予算確保などは大変厳しい状況となっているが、平成32年度までの策定が求められている経営戦略を基に、計画汚水量の見直しも含めた事業の再検討を実施することで、完了年度での完成予定である。		評価 B	
5 事業の優先度の視点の評価	[重点化の考え方] 建設局運営方針において重点的に取り組む戦略として位置付けられており、重点的に予算を投資し事業を推進する。 [事業が遅れることによる影響] 事業が遅れることにより、下水道法施行令に規定されている年限（平成35年度末）までに雨天時放流水質基準を達成できない。		評価 A	
6 特記事項	平成25年度の再評価の対応方針は事業継続（B）であり、現在、その方針に沿って概ね計画的に整備を実施しているが、今後は、平成35年度の事業完了に向けて、重点的に予算を投資し事業を推進していく。			
7 対応方針（案）	事業継続（A）			
（理由）	事業を取り巻く社会経済情勢等の変化により、本事業の必要性は変化しておらず、また、法令に基づき下水道事業者がその責務を果たすために当該事業を進めていく必要がある。事業については、平成35年度の事業完了までに目途がたっており、経営戦略を踏まえ、重点的に予算を投資し、事業を推進していく必要がある。以上を総合的に勘案すると、事業継続（評価A）が妥当と判断する。			
8 今後の取組方針（案）	合流改善事業については、下水道法施行令により達成年限が規定されていることから、局運営方針に基づき、既存施設の有効活用、新技術等の導入や他事業連携も検討し、長堀滞水池や住之江滞水池等の実施により、平成35年度末での事業完了に向けて重点的に事業を実施する。			